

○亀岡市広報紙等掲載要綱

平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、亀岡市が発行する広報紙「広報かめおか」及び亀岡市ホームページ(以下「広報紙等」という。)に掲載する事項及び亀岡市広告掲載規則第 3 条 2 項及び第 4 条に基づき、広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載事項)

第 2 条 広報紙等は、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 市の諸施策に関する事項
- (2) 市が主催、共催及び後援する行事等に関する事項
- (3) 法令、条例、規則等で市民に周知を必要とする事項
- (4) 市民の生活及び文化の向上に資するもので、営利を目的としない事項
- (5) 広く市民に周知を必要とする事項で、政治性及び宗教性がなく公序良俗に反しない事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(広告掲載基準)

第 3 条 「広報かめおか」及び亀岡市ホームページ(以下「市広報媒体」という。)は、広告を掲載することができるものとする。ただし、掲載する広告が、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性及び宗教性のあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (4) 個人の氏名広告に当たるもの
- (5) あたかも本市が推奨しているかのような表現のもの
- (6) 本市の記事内容を否定するもの
- (7) 著しく市広報媒体の品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 人事募集に関するもの
- (9) 広告の主体及び責任の所在が不明確のもの
- (10) その他市広報媒体の広告として妥当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び規格等)

第 4 条 「広報かめおか」に広告を掲載する位置は、表紙と裏表紙を除く各紙面の下部とし、広告には、広告の字句を挿入する。ただし、「広報かめおか」の編集状況に応じて広告を掲載する位置を変更する場合がある。

2 「広報かめおか」の広告の大きさは、おおむね縦 4.5 センチメートル、横 6.0 センチメートルとする。

3 亀岡市ホームページに広告を掲載する場所は、市長が別に定めるものとする。

4 亀岡市ホームページに掲載する広告の規格は、市長が別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第 5 条 「広報かめおか」広告掲載料は、1 件につき 15,000 円とする。

2 亀岡市ホームページ広告掲載料は、1 枠 1 箇月につき 5,000 円とする。

3 広告掲載料は、市長が指定する期日(特別な理由があると市長が認めたときは、掲載日以降も含む)までに納付するものとし原則、還付しない。ただし、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の責によらない理由により広告を掲載できなかった場合や広告掲載料の改正があった場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 6 条 広告を掲載しようとする者は、広報紙等広告掲載申込書(別記様式)または申込みフォームで、掲載しようとする広告原稿等を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定し、その旨を申込者に通知する。

(広告掲載審査委員会)

第 7 条 市長は、広告掲載の可否の審査を行うため、次の委員で組織する広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 主管副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 広報プロモーション課長
- (4) 商工観光課長

2 委員会に委員長を置き、主管副市長をもって充てる。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主に社会的信用を著しく損なうような事案が生じたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告取扱業者)

第 9 条 市長は、この要綱に定める事務の一部を広告取扱業者に取り扱わせることができる。

2 広告取扱業者は、この要綱の定めに従い、広告の募集及び選定を行い、委員会の審査及び承認を受けなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、広報紙等掲載の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。